

平成 2 9 年 第 4 回  
京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

# 平成29年第4回京丹波町議会臨時会

平成29年11月24日（金）

開会 午前9時00分

## 1 議事日程

1 議員自己紹介

1 理事者・管理職員自己紹介

1 町長あいさつ

1 臨時議長紹介

1 開会及び開議宣告

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙

(追加議事日程)

日程第 1 副議長選挙

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 議会常任委員の選任について

日程第 6 議会運営委員の選任について

日程第 7 京都中部広域消防組合議会議員の選挙

日程第 8 船井郡衛生管理組合議会議員の選挙

日程第 9 国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙

日程第10 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第11 京都地方税機構議会議員の選挙

日程第12 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて

平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）

日程第13 同意第 1号 監査委員の選任について

日程第14 議案第61号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）

## 2 議会に付議した案件

1 議員自己紹介

1 理事者・管理職員自己紹介

1 町長あいさつ

1 臨時議長紹介

1 開会及び開議宣告

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長選挙

(追加議事日程)

日程第 1 副議長選挙

日程第 2 議席の指定

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 議会常任委員の選任について

日程第 6 議会運営委員の選任について

追加日程第1 発委第3号 議会広報特別委員会設置に関する決議

日程第 7 京都中部広域消防組合議会議員の選挙

日程第 8 船井郡衛生管理組合議会議員の選挙

日程第 9 国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙

日程第10 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第11 京都地方税機構議会議員の選挙

日程第12 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて

平成29年度京丹波町一般会計補正予算(第6号)

日程第13 同意第 1号 監査委員の選任について

日程第14 議案第61号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算(第7号)

追加日程第2 閉会中の継続調査

3 出席議員(16名)

【仮議席番号】

1番 鈴木 利明 君

2番 村山 良夫 君

3番 山下 靖夫 君

4番 谷口 勝巳 君

【本議席番号】

1番 岩田 恵一 君

2番 野口 正利 君

3番 坂本美智代 君

4番 東 まさ子 君

5 番 篠塚信太郎 君  
6 番 隅山 卓夫 君  
7 番 東 まさ子 君  
8 番 山田 均 君  
9 番 野口 正利 君  
10 番 森田 幸子 君  
11 番 谷山眞智子 君  
12 番 西山 芳明 君  
13 番 坂本美智代 君  
14 番 岩田 恵一 君  
15 番 梅原 好範 君  
16 番 北尾 潤 君

5 番 村山 良夫 君  
6 番 谷山眞智子 君  
7 番 西山 芳明 君  
8 番 隅山 卓夫 君  
9 番 森田 幸子 君  
10 番 山田 均 君  
11 番 山下 靖夫 君  
12 番 谷口 勝巳 君  
13 番 北尾 潤 君  
14 番 梅原 好範 君  
15 番 鈴木 利明 君  
16 番 篠塚信太郎 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町 長	太 田 昇 君
副 町 長	畠 中 源 一 君
参 事	伴 田 邦 雄 君
参 事	山 田 洋 之 君
総 務 課 長	中 尾 達 也 君
監 理 課 長	野 村 雅 浩 君
企画政策課長	木 南 哲 也 君
税 務 課 長	松 山 征 義 君
住 民 課 長	長 澤 誠 君
保健福祉課長	大 西 義 弘 君
子育て支援課長	津 田 知 美 君
医療政策課長	藤 田 正 則 君
農林振興課長	栗 林 英 治 君
商工観光課長	山 森 英 二 君
土木建築課長	山 内 和 浩 君

上下水道課長	十倉隆英君
会計管理者	久木寿一君
瑞穂支所長	山内善博君
和知支所長	榎川諭君
教育長	松本和久君
教育次長	西村喜代美君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	堂本光浩
書記	山口知哉

開議 午前9時00分

○事務局長（堂本光浩君） 皆さま、おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、京丹波町議会議員選挙におきまして、見事栄えあるご当選を果たされましたこと、誠におめでとうございます。心からお喜びを申し上げます。

臨時議長が席に着かれますまでの司会進行につきましては、私、事務局長の堂本が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ではございますが議事日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

《議員自己紹介》

○事務局長（堂本光浩君） それでは初めに、議員の皆様方の自己紹介を仮議席順にお願いいたします。

1番、鈴木利明議員からよろしく願いいたします。

○1番（鈴木利明君） 鈴木利明でございます。私も今年で78歳になりました。政府が進めます働き方改革の京丹波町版をやりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○2番（村山良夫君） 皆さん改めましておはようございます。村山でございます。また4年間いろいろとご指導いただきますようによろしく願いいたします。

○3番（山下靖夫君） （音声なし）

○4番（谷口勝巳君） （音声なし）

○5番（篠塚信太郎君） 皆さんおはようございます。篠塚信太郎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○6番（隅山卓夫君） おはようございます。隅山卓夫と申します。4年間よろしく願います。

○7番（東まさ子君） （音声なし）

○8番（山田均君） おはようございます。日本共産党の山田均でございます。住民目線を忘れずがんばりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○9番（野口正利君） おはようございます。初の議員としてこの4年間がんばりたいと思います。野口正利と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。

○10番（森田幸子君） 改めましておはようございます。公明党の森田幸子でございます。どうかよろしく願い申し上げます。

○11番（谷山眞智子君） おはようございます。谷山眞智子です。今年初めて1年生議員と

してがんばっていきたいと思います。本当にわからないことが多いと思いますが、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

○12番（西山芳明君） おはようございます。西山芳明と申します。「地域力を高める」をキーワードにがんばってまいりたいと思います。どうぞよろしくご指導をお願いいたします。

○13番（坂本美智代君） 改めましておはようございます。日本共産党の坂本美智代です。4年間よろしくお願いいたします。

○14番（岩田恵一君） おはようございます。岩田恵一です。よろしく申し上げます。

○15番（梅原好範君） 皆さんおはようございます。引き続き執行部の皆さん、そして管理職の皆さんには大変お世話になりますけれどもよろしく願い申し上げます。梅原でございます。

○16番（北尾 潤君） おはようございます。北尾潤です。京丹波町の置かれている状況に危機感をもって臨みたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

#### 《理事者・管理職員自己紹介》

○事務局長（堂本光浩君） 続きまして、理事者・管理職員の自己紹介を順次お願いしたいと存じます。

太田町長からよろしくお願いいたします。

○町長（太田 昇君） 皆さんおはようございます。20日から京丹波町の町政を預かりをさせていただいております太田でございます。議員の皆さんには4年間いろいろとお世話になりますけれどもどうぞよろしく願い申し上げます。

○副町長（畠中源一君） おはようございます。副町長の畠中源一でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（松本和久君） おはようございます。教育長の松本和久でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○参事（伴田邦雄君） おはようございます。総務福祉担当参事の伴田邦雄でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○参事（山田洋之君） おはようございます。事業担当参事をしております山田洋之と申します。どうぞよろしく願いをいたします。

○教育次長（西村喜代美君） おはようございます。教育委員会の教育次長をさせていただいております西村喜代美でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（中尾達也君） おはようございます。総務課長の中尾達也でございます。どうか

よろしく願いいたします。

○瑞穂支所長（山内善博君） おはようございます。瑞穂支所長の山内善博でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○和知支所長（榎川 諭君） おはようございます。和知支所長の榎川諭でございます。よろしく願いいたします。

○企画政策課長（木南哲也君） おはようございます。企画政策課長の木南哲也でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務課長（松山征義君） おはようございます。税務課長の松山征義でございます。どうぞよろしく願いします。

○会計管理者（久木寿一君） おはようございます。会計管理者の久木寿一でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○監理課長（野村雅浩君） おはようございます。監理課長の野村雅浩でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○農林振興課長（栗林英治君） おはようございます。農林振興課長の栗林英治でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○商工観光課長（山森英二君） おはようございます。商工観光課長の山森英二と申します。よろしく願いします。

○土木建築課長（山内和浩君） おはようございます。土木建築課長の山内和浩と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○上下水道課長（十倉隆英君） おはようございます。上下水道課長の十倉隆英と申します。どうかよろしく願いいたします。

○住民課長（長澤 誠君） おはようございます。住民課長の長澤誠でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（大西義弘君） おはようございます。保健福祉課長の大西義弘と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○子育て支援課長（津田知美君） おはようございます。子育て支援課長の津田知美でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○医療政策課長（藤田正則君） おはようございます。医療政策課長の藤田正則でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局長（堂本光浩君） 議会事務局長の堂本光浩でございます。どうぞよろしく願いいたします。



《町長あいさつ》

○事務局長（堂本光浩君） それでは、自己紹介が終わりましたので、ここで太田昇町長からごあいさつを賜りたいと存じます。

臨時議長が登壇前でございますので、自席でよろしくお願ひしたいと思ひます。

○町長（太田 昇君） それでは、開会にあたりまして一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

一段と朝夕の冷え込みが増し、京丹波町にも冬の訪れが感じられます本日ここに、平成29年第4回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

本臨時会は、先の11月5日に執行されました京丹波町長及び京丹波町議会議員一般選挙を経ましての初議会であります。

議員各位におかれましては、それぞれに町民の皆様の支持を得られ、厳しい選挙戦を勝ち抜かれて、見事当選の榮に浴されました。

改めて、心からお祝ひ申し上げます。誠にめでとうございます。

不肖、私も同日の町長選挙におきまして、多くの町民各位のご支援を賜り、新町長として町政のかじ取り役という大役を担うこととなりました。合併12年が経過する中で、これからの町の進むべき方向を見据え、町政の先頭に立たせていただきますことは、誠に光榮であり、感謝いたしますとともに、その重大な使命と責任の重さを感じ、身の引き締まる思いであります。全身全霊を傾けてまちづくりに取り組んでまいることをお誓ひ申し上げるものであります。

議員各位のご支援、ご指導を心よりお願ひを申し上げます。

さて、私は、自然に恵まれ、人情味が厚く、食が豊かなこの町を愛する住民の一人であります。3町合併を経て、また、短い選挙期間中を通じて感じましたのは、少子高齢化の進展で活力、元気が失われつつあるという現状です。この現状を何とかしたいという思いで、自分なりにこれからのまちづくりを思い描いておりました。

私は、これまでも増して町行政の公正化に取り組みたいと考えております。公平・公正な手続きの透明化や情報公開の徹底を図ってまいります。行政の情報を住民の皆さんに正確にしっかりと伝え、ご理解をいただき、まちづくりに参画いただくことで、住みやすい元気なまちを築いていけるものと考えております。

このような中で、私が理念として掲げました、助け合いと活力による地域づくりからなる「健康の里づくり」の実現に向け、全力で取り組む決意であります。

当面の課題といたしましては、暮らしの安心・安定に向けて、一人暮らし相談や、空き家、墓地保全、遊休農地などの財産管理相談などのシステムづくりにも取り組んでまいります。また、子育て支援の充実や、基幹産業である農業の振興に向け、JAとの連携強化による農産物の丹波ブランドの確立、有害鳥獣対策の充実など農林業、観光産業の振興を図ってまいります。

特に新庁舎計画につきましては、今日までに審議会等で取り組んで来られました建設基本計画を評価しつつ、あらゆる方向性を探り、コスト面を含めて再点検をしたいと考えております。

また、第三セクターへの公金支出につきましても、その経過をしっかりと検証し、情報公開をする必要があると感じております。

これまで、前町政において取り組まれてまいりました行財政改革や各種計画、施設整備など継続すべき施策におきましても検証、改善策の検討などを加えながら引き継いでまいりたいと考えております。

その他、様々に私のこれからの町政に対する思いを申し上げたいところでありますが、12月の議会定例会も間近に迫っておりますので、その場において所信を表明する機会をいただきたいと考えております。

私が、施策を執行させていただくためには、当然ながら意思決定機関である議会の議決をいただかなければなりません。議員各位の英知と高度なご判断をいただきまして、京丹波町の更なる発展に職員と一丸となって全力を注いでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げまして、誠に簡単で意を尽くしませんが、選挙後の初議会にあたり、ごあいさつとさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

#### 《臨時議長紹介》

○事務局長（堂本光浩君） ありがとうございます。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

本日出席議員中、鈴木利明議員が年長議員でありますので臨時議長としてご紹介申し上げます。

鈴木議員、議長席へお願いいたします。

(鈴木臨時議長 登壇)

- 臨時議長（鈴木利明君） ただいまご紹介をいただきました鈴木利明でございます。  
地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。  
どうぞよろしくお願いをいたします。

《開会及び開議宣告》

- 臨時議長（鈴木利明君） ただいまの出席議員は16名でございます。  
定足数に達しておりますので、ただいまから、平成29年第4回京丹波町議会臨時会を開  
会いたします。  
直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、仮議席の指定》

- 臨時議長（鈴木利明君） 日程第1、仮議席の指定を行います。  
仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。  
ここで、執行部の皆様には誠に大変恐縮でございますけれども、一旦ご退席をいただきま  
して、後ほど再度ご出席をお願いすることといたしたいと思っておりますので、よろしくお願  
いいたします。  
暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時14分

再開 午前 9時16分

- 臨時議長（鈴木利明君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

《日程第2、議長選挙》

- 臨時議長（鈴木利明君） 日程第2、議長選挙を行います。  
初めに議長選挙に係る所信表明を希望される議員は、申し出てください。  
篠塚議員。  
○5番（篠塚信太郎君） 議長選挙にあたりまして、所信を表明させていただきます。  
議員各位におかれましては、今回の町議選で崇高なるまちづくりなどの公約を掲げられ、  
厳しい選挙戦でありましたが有権者の支持と期待を集められまして見事に勝ち抜かれ、当選  
を果たされたところであります。これからの4年間、議員各位が掲げられた公約の実現が最  
大の議員活動の柱となるものと考えております。経験豊かな、また、新進気鋭の議員各位ば

かりであります。個人での活動はもちろん、会派等による勉強会などまちづくりの推進や議会改革に向けた活動を活発に行っていただくことが、公約の実現につながってくるものと考えているところであります。

しかし、まちづくりの分野は多岐にわたっておりまして、個人や会派等による調査、研究だけではできない部分もあると考えられます。16人の議員の力を一つに結集すれば、二倍、三倍の力となり、より力強いまちづくりや議会改革の推進力となるものと確信するものであります。その旗振り役を私にお任せください。必ずや議会機能の拡充と議会改革に全力で取り組んでまいります。

もう一つの議会の役割は、行政のチェック機能であります。平成28年度に臨時会、定例会で議決しました議案等は128件であります。執行部から上程されました議案等の最終的な政策の意思決定を行っています。その議案の配付から質疑、採決までの期間が短く、十分な調査、研究ができず、議論が深まらないまま採決となった議案もあったと感じているところであります。そのことを踏まえまして、議員間で議論を深める機会を持つ必要があると考えます。特に予定価格が5,000万円以上の工事契約の議案につきましては、執行部より議会に提案されたときには、既に仮契約が締結されておりまして、工事内容の変更は非常に困難な状況であります。したがって、これからは、入札の公告がされるまでに所管の委員会で工事内容について説明を受け、議会の意見を反映すべきと考えております。また、条例の制定、改正につきましても住民負担増となるものは、事前に所管の委員会で十分な議論が必要と考えます。さらに行政の審議会等への委員派遣は、縮小する傾向が示されていますことから、地域防災計画、障害者基本計画、高齢者福祉計画、介護保険計画などの基本計画等につきましては、議会の議決案件としたいと考えております。そして、議案のチェックにつきましては、行財政全般にわたり、専門的な知識も必要なことから、さらなる研修と研鑽に努め、地方政治のプロとしての集団を目指します。

次に、議会と議員活動の見える化であります。見える化の現状は、ケーブルテレビによります一般質問及び本会議の録画放映、議会だよりの配布、そしてホームページを媒体としていますが、これだけでは、一部の議員や一部の活動しか見えてきません。これからは臨時会、予算・決算特別委員会や常任委員会のインターネット中継や各種団体等と所管委員会との意見交換会、さらに議会報告会、住民との懇談会・意見交換会など住民との対話を定期的に開催し、議会と議員活動の見える化を図ってまいります。このような活動の見える化を図るためには、議会基本条例の制定が不可欠と考えますので、早期に策定作業に取り組むたいと考えております。地域社会やいずれの企業、団体も日々進展しております。議会だけ取り残さ

れるわけにはいきません。議会は、行政との両輪であると言われております。議会改革を断行し、議会機能を拡充することにより、住民全体の健康と福祉の増進、そして地域社会の活力ある発展の原動力となる議会機能の拡充と公平公正な議会運営に取り組んでまいりますので、議員各位のご推挙を賜りますよう心よりお願いを申し上げまして、私の所信表明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○臨時議長（鈴木利明君） ほかに所信表明を希望される議員はありますか。

村山議員。

○2番（村山良夫君） 村山でございます。このたび私が議長選挙に立候補します決意をいたしました思いを述べさせていただきたいと、このように思います。

私は、従前より地方自治は二元代表制であり、理事者と議会は対等の立場であると考え行動してまいりました。しかし、過去4年間におきましては、必ずしもこの原則が尊重されていると思えません。その原因の一つには、議員各位の行動にも起因するところがあると思われれます。具体的には、決議議案の前日までの意見を突然変更される等、身軽な行為が理事者側の安易な行動となり、結果的に理事者優位の姿を作ってきたと思います。私は、議長といたしまして、議員各位の信念のある行動のもとに地方自治体の原則である二元代表制実現のために尽くしたく立候補いたしました。そういうことでひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

ご清聴どうもありがとうございました。

○臨時議長（鈴木利明君） ほかに所信表明ご希望の議員はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（鈴木利明君） ないものと認めます。

ここで所信表明をお二方からいただきましたので、暫時休憩をいたします。

休憩は、9時40分までといたします。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時37分

○臨時議長（鈴木利明君） 若干早いですが、休憩前に引き続き会議を開きます。

議員の皆様申し上げます。ただいま行いました希望者による所信表明は、地方自治法で規定している議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明の有無に関わらず全議員が選挙人、被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますことを申し上げておきます。

これより、議長選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○臨時議長（鈴木利明君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によりまして、立会人に、山下靖夫君、及び谷口勝巳君を指名いたします。

次に、投票用紙を配付いたします。

投票は単記無記名でございます。

(投票用紙の配付)

○臨時議長（鈴木利明君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（鈴木利明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

○臨時議長（鈴木利明君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（堂本光浩君） それでは、議席番号と氏名を呼び上げさせていただきますので、順次、お願いをいたします。

2番 村山良夫議員、3番 山下靖夫議員、4番 谷口勝巳議員、5番 篠塚信太郎議員、6番 隅山卓夫議員、7番 東まさ子議員、8番 山田均議員、9番 野口正利議員、10番 森田幸子議員、11番 谷山眞智子議員、12番 西山芳明議員、13番 坂本美智代議員、14番 岩田恵一議員、15番 梅原好範議員、16番 北尾潤議員、最後に 鈴木臨時議長。

○臨時議長（鈴木利明君） 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長（鈴木利明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

続いて開票を行います。

山下靖夫君、及び谷口勝巳君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長（鈴木利明君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16 票、有効投票 16 票、無効投票はございません。

篠塚信太郎君 9 票、村山良夫君 7 票。

以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は 4 票でございます。

したがって篠塚信太郎君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○臨時議長（鈴木利明君） ただいま議長に当選されました篠塚信太郎君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

この際、篠塚信太郎君のあいさつを受けることにいたします。

篠塚信太郎議長。

○議長（篠塚信太郎君） それでは一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまは、議長選挙におきまして、多くの議員各位のご推挙によりまして、議長に当選をさせていただきました。議長の当選は、私の本懐でありまして、議員各位に心より厚く御礼申し上げます。

所信表明でも申し上げましたが、議会改革、議会機能の拡充と議会基本条例の制定は、町民の皆様方の負託に応えるために早急に取り組まなければならない課題であります。浅学非才な私であります。議長職が全うできるかどうか非常に心配をしているところでありますが、ここは何としてもやり遂げたいと固い決意をいたしておりますので、議員各位のご協力とご支援をいただきますよう心よりお願いを申し上げます。誠に簡単措辞ではありますが、議長当選のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（鈴木利明君） 以上で、議長選挙を終わります。

篠塚議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。

暫時休憩といたします。

(休憩 午前 9 時 54 分)

(再開 午前 9 時 58 分)

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第1、副議長選挙》

○議長（篠塚信太郎君） ただ今お手元に配付しました議事日程第1号の追加1を本日の日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。よって議事日程第1号の追加1を本日の日程に追加することに決定しました。

日程第1、副議長選挙を行います。

初めに副議長選挙に係る所信表明を希望される議員は、申し出てください。

鈴木議員。

○1番（鈴木利明君） 副議長に立候補を表明しました鈴木利明でございます。立候補するにあたりまして、私の所信の一端を申し述べたいと存じます。

私は、副議長として篠塚議長をしっかりと補佐してまいります。また、外部などからの依頼や要請事項については、その窓口となり議長と協議しながら真摯な対応に努めてまいります。これが私の基本とする姿勢でございます。

私達議員には、議会活動、地域活動、そして自らの活動、この3つの活動があるかと思えます。最近、議員の地域活動について、町民の皆さんから「欠席が多い。」、「出席議員が減った。」などの批判を多々聞いております。例えば年初の出初式から始まりまして、卒業式、入学式など多くありますが、最近では戦没者追悼式でございました。これまでの出席参加は、議員のなすべき重要な議員活動の一つであると考えております。今一度、地域活動のあり方を議論すべきだ、喫緊の重要な検討課題だと考えております。議会は「議論の府」であります。しかし、議論が終われば思想信条を越えた議員相互の交流は重要であり、また有意義であると考えております。私は、その要となるようこれからも努めてまいり所存でございます。

大変簡単でございますけれども、立候補にあたりまして私の所信の一端を申し上げました。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに所信表明を希望される議員はありますか。

山田議員。

○8番（山田 均君） 京丹波町議会、副議長選挙に立候補するにあたり、所信の表明を行いたいと思います。

まず初めに、議会というのはご承知のように政党を名乗って立候補、また無所属で立候補など、思想信条など立場の違う者が町民の信託を受けて、町民の代表としてこの場にいるわ



けでございます。議員必携にもありますように、議員は、選良と言われるように人格、職権とも優れた代表者であるとされております。こうした立場から議会の構成は憲政の常道に従い、会派に所属する議員の多い第1会派から議長、第2会派から副議長、第3会派から監査委員とすべきと、このように考えております。今回は、早くから多数派工作が行われたというように聞いておりますが、この原則が崩れたということから議長選挙においては、議会の公平・公正な運営や日本共産党を排除しない、こういうことを一致できた候補者を支持したわけでございます。

新しい議長に選出されました篠塚議長の所信表明にもありましたが、公平・公正な運営が行われるということが基本でありますし、期待するものでありますが、議会はそれぞれ違う立場の議員が集まり、会派を結成したり、無会派の立場をとったり、議会や議員活動を行うことから、議会の構成は一人一役、各会派に議会役員は公平に配分するなど行くと、このように考えます。

議会と議員に求められるのは、議員必携にありますように、議員の職責、議員の心構えに示されております住民に選ばれた選良として、その役割が果たせるように議長を補佐し二元代表制がしっかり発揮できるように、議会の活性化、議会改革に取り組んでいくと、こういう決意であります。

議員の皆さんの賛同をお願いして、所信の表明といたします。

よろしく願いをいたします。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに所信表明をされる議員はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） ないようでありますので、ここで10時15分まで暫時休憩します。

（休憩 午前10時05分）

（再開 午前10時13分）

○議長（篠塚信太郎君） 若干早いですが、休憩前に引き続き会議を開きます。

議員の皆様に申し上げます。休憩前に行いました希望者による所信表明は、地方自治法で規定している副議長選挙の方法を変更するものではありません。所信表明の有無にかかわらず、議長を除く全議員が被選挙人であることが前提であり、所信表明者以外の議員に対する投票も有効でありますのでご承知をお願いします。

これより、副議長選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（篠塚信太郎君） ただいまの出席議員は16名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、村山良夫君、及び隅山卓夫君を指名します。

投票用紙を配付します。

投票は単記無記名です。

(投票用紙の配付)

○議長（篠塚信太郎君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（篠塚信太郎君） 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（堂本光浩君） それでは、議席番号、氏名の順に呼び上げさせていただきますので、投票よろしく願いいたします。

1番 鈴木利明議員、2番 村山良夫議員、3番、山下靖夫議員、4番 谷口勝巳議員、6番 隅山卓夫議員、7番 東まさ子議員、8番 山田均議員、9番 野口正利議員、10番 森田幸子議員、11番 谷山眞智子議員、12番 西山芳明議員、13番 坂本美智代議員、14番 岩田恵一議員、15番 梅原好範議員、16番 北尾潤議員、篠塚信太郎議長。

○議長（篠塚信太郎君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

村山良夫君、隅山卓夫君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長（篠塚信太郎君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16 票、有効投票 16 票、無効投票 0 票でございます。

鈴木利明君 9 票、山田均君 7 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票です。

したがって、鈴木利明君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長（篠塚信太郎君） ただいま副議長に当選された鈴木利明君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

この際、鈴木利明君のあいさつを受けることにします。

鈴木利明副議長。

○副議長（鈴木利明君） 皆様のご推挙をいただきまして、副議長に当選をお許しいただきました、鈴木利明でございます。

名誉ある京丹波町議会の重責、身に余る光栄に存じております。これからは、篠塚議長と一体となって公正な、そして公平な議会運営に努めてまいりますことを固くお誓い申し上げます。

以上、誠に短い言葉でございますけれども私の万感を込め、ごあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（篠塚信太郎君） これで、副議長選挙を終わります。

東議員から、このあとの会議を欠席する旨の申し出がありましたので報告いたします。

暫時休憩します。

休憩中、この場において議席のくじを行います。

(休憩 午前 10 時 27 分)

(再開 午前 10 時 51 分)

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《日程第 2、議席の指定》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第 2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、お手元に配付の議席一覧表のとおり指定します。

事務局長に議席を読み上げさせます。

○事務局長（堂本光浩君） それでは、お手元に配布の議席一覧表によりまして、番号順に読み上げをさせていただきたいと思っております。

1 番 岩田恵一議員、2 番 野口正利議員、3 番 坂本美智代議員、4 番 東まさ子議員、5 番 村山良夫議員、6 番 谷山眞智子議員、7 番 西山芳明議員、8 番 隅山卓夫議員、9 番 森田幸子議員、10 番 山田均議員、11 番 山下靖夫議員、12 番 谷口勝巳議員、13 番 北尾潤議員、14 番 梅原好範議員、15 番 鈴木利明議員、16 番 篠塚信太郎議員。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時53分）

（再開 午前10時55分）

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 《日程第3、会議録署名議員の指名》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第3、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番議員・岩田恵一君、2番議員・野口正利君を指名いたします。

#### 《日程第4、会期の決定》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

暫時休憩します。

（休憩 午前10時56分）

（再開 午後 2時28分）

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第5、議会常任委員の選任について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第5、議会常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

事務局長に名簿を朗読させます。

○事務局長（堂本光浩君） それでは、京丹波町議会常任委員会の名簿を読み上げさせていただきます。

総務文教常任委員会。

野口正利委員、西山芳明委員、森田幸子委員、山田均委員、北尾潤委員、梅原好範委員、篠塚信太郎委員。

産業建設常任委員会。

野口正利委員、坂本美智代委員、東まさ子委員、村山良夫委員、隅山卓夫委員、山下靖夫委員、谷口勝巳委員。

福祉厚生常任委員会。

岩田恵一委員、東まさ子委員、谷山眞智子委員、森田幸子委員、山田均委員、梅原好範委員、鈴木利明委員。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 以上のとおりであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午後 2時30分）

（再開 午後 2時31分）

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会が開催され、委員長、及び副委員長が決まりましたので、互選の結果を事務局長に報告いたさせます。

○事務局長（堂本光浩君） それでは京丹波町議会常任委員会の正副委員長のご報告を申し上げます。

まず、総務文教常任委員会、委員長 梅原好範委員、副委員長 西山芳明委員。  
産業建設常任委員会、委員長 坂本美智代委員、副委員長 谷口勝巳委員。  
福祉厚生常任委員会、委員長 森田幸子委員、副委員長 谷山眞智子委員。  
以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 以上報告のとおりであります。

よろしく願いをいたします。

暫時休憩します。

（休憩 午後 2時32分）

（再開 午後 3時33分）

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第6、議会運営委員の選任について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

事務局長に名簿を朗読いたさせます。

○事務局長（堂本光浩君） 京丹波町議会運営委員会委員、岩田恵一委員、隅山卓夫委員、坂本美智代委員、村山良夫委員、森田幸子委員、梅原好範委員、鈴木利明委員。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 以上のとおりであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午後 3時34分）

（再開 午後 3時35分）

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長、及び副委員長が決まりましたので、互選の結果を事務局長に報告いたさせます。

○事務局長（堂本光浩君） 京丹波町議会運営委員会、委員長 岩田恵一委員、副委員長 隅山卓夫委員。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、報告のとおりであります。

よろしく願いをいたします。

暫時休憩します。

（休憩 午後 3時36分）

（再開 午後 4時18分）

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《追加日程第1、発委第3号 議会広報特別委員会設置に関する決議》

○議長（篠塚信太郎君） お諮りいたします。

議会運営委員長から、発委第3号「議会広報特別委員会設置に関する決議」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号「議会広報特別委員会設置に関する決議」を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

発委第3号「議会広報特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。

議会運営委員長。

○1番（岩田恵一君） それでは、ただ今提案になりました議会広報特別委員会の設置の関係につきまして、提案をさせていただきたいと思えます。

議会広報特別委員会につきましては、去る11月21日の京丹波町議会運営に係る打ち合わせ会におきまして、特別委員会設置の協議がなされ、議会広報特別委員会を設置することとなりました。

また、本日開催の議会運営委員会において、全会一致の中でここに設置の決議案を提出いたします。

それでは、ただいまから議案を朗読して提案理由にかえさせていただきたいと思えます。

全議員のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

お手元の発委第3号をご覧ください。

発委第3号、平成29年11月24日、京丹波町議会議長 篠塚信太郎様、提出者 議会運営委員長 岩田恵一。

議会広報特別委員会設置に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

裏をめくっていただいて。

議会広報特別委員会設置に関する決議

次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

委員会名 議会広報特別委員会、人数 7人、目的 議会広報の発行及びホームページの運営、調査期限 調査終了まで。

以上、提案説明とさせていただきます。ご賛同賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 議会運営委員長から提出されました、「議会広報特別委員会設置に関する決議」のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から提出されました、「議会広報特別委員会設置に関する決議」は、可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました「議会広報特別委員会」の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配布の委員名簿のとおり指名したいと思います。

事務局長に名簿を朗読いたさせます。

○事務局長（堂本光浩君） それでは、京丹波町議会広報特別委員会名簿を朗読させていただきます。

坂本美智代委員、村山良夫委員、谷山眞智子委員、西山芳明委員、隅山卓夫委員、谷口勝巳委員、北尾潤委員。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 以上のとおりであります。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付の委員名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

（休憩 午後 4時22分）

（再開 午後 4時23分）

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報特別委員会の委員長、副委員長が決まりましたので、互選の結果を事務局長に報告いたさせます。

○事務局長（堂本光浩君） それでは京丹波町議会広報特別委員会正副委員長のご報告を申し上げます。委員長 北尾潤委員、副委員長 坂本美智代委員。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、報告のとおりであります。

よろしく申し上げます。

暫時休憩します。

（休憩 午後 4時24分）

（再開 午後 4時26分）

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 《日程第7、「京都中部広域消防組合議会議員」の選挙》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第7、京都中部広域消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

京都中部広域消防組合議会議員に、私、篠塚信太郎と、梅原好範君を指名します。

お諮りします。

ただ今議長が指名した私、篠塚信太郎と梅原好範君を京都中部広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した私、篠塚信太郎と梅原好範君が京都中部広域消防組合議会議員に当選されました。

ただいま、京都中部広域消防組合議会議員に当選した私、篠塚信太郎と梅原好範君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《日程第8、船井郡衛生管理組合議会議員の選挙》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第8、船井郡衛生管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名については、議長において指名することにしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

船井郡衛生管理組合議会議員に、鈴木利明君と森田幸子君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した鈴木利明君と森田幸子君を船井郡衛生管理組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した、鈴木利明君と森田幸子君が船井郡衛生管理組合議会議員に当選されました。

ただ今船井郡衛生管理組合議会議員に当選された、鈴木利明君と森田幸子君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《日程第9、国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙》

○議長(篠塚信太郎君) 日程第9、国民健康保険南丹病院組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(篠塚信太郎君) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

国民健康保険南丹病院組合議会議員に、私、篠塚信太郎を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した私、篠塚信太郎を国民健康保険南丹病院組合議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した私、篠塚信太郎が国民健康保険南丹病院組合議会議員に当選しました。

ただいま、国民健康保険南丹病院組合議会議員に当選した私、篠塚信太郎が議場におります。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《日程第10、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第10、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名については、議長において指名することにしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、篠塚信太郎を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した私、篠塚信太郎を京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した私、篠塚信太郎が京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいま京都府後期高齢者医療広域連合議会議員に当選した私、篠塚信太郎が議場におります。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

《日程第11、京都地方税機構議会議員の選挙》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第11、京都地方税機構議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

京都地方税機構議会議員に、梅原好範君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名した梅原好範君を京都地方税機構議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した梅原好範君が、京都地方税機構議会議員に当選されました。

ただいま、京都地方税機構議会議員に当選された梅原好範君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

暫時休憩します。

（休憩 午後 4時32分）

（再開 午後 4時43分）

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の皆さんには、長時間大変お待たせをいたしました。

お手元に配付の議会構成表のとおり、議長には私、篠塚信太郎が、副議長には鈴木利明議員が、また各常任委員会、特別委員会の委員会構成につきましてもご覧のとおり決定いたしましたので報告いたします。

今後ともよろしく願いいたします。

お諮りします。

会議終了時間が近づいておりますが、本日の会議時間は、議事の都合により延長いたしましたと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間を延長します。

《日程第12、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第12、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） それでは、本日提案させていただきます議案につきましてその概要を説明させていただきます。

承認第7号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）を専決処分いたしましたので議会の承認をお願いしております。

10月21日から23日にかけて、台風21号の影響により被害を受けました農地・農業施設及び河川等土木施設の災害復旧事業の実施にあたり、必要となる経費について補正を行ったものであります。

以上、承認第7号の説明とさせていただきます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、承認第7号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明を申し上げます。

平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）では、先ほどの町長の提案説明にございましたように、10月21日から23日にかけての台風21号によりまして被災をしました農地・農業施設及び河川等土木施設の災害復旧事業にかかる経費を計上しております。いずれも補助災害復旧事業として、国の補助金の交付を受けるために必要となります測量設計業務委託費を予算計上したものでございます。災害査定実施までの期間が短く、即刻執行しなければならない経費であり、議会を招集する時間的余裕がないため、必要額について専決処分を行ったものであります。

それでは、予算書によりまして説明させていただきます。

今回の平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）では、補正前の額111億6,448万9千円に2,620万円を追加し、補正後の額を111億9,068万9千円とさせていただきます。

次に、事項別明細書によりまして、内容をご説明させていただきます。

最終ページ、4ページをご覧いただきたいと存じます。

こちら、歳出でございます。

11款 災害復旧費、1項 農林水産施設災害復旧費、農地・農業施設災害復旧事業におきまして、13節 委託料で測量設計監理業務等委託料として350万円としております。補助災害復旧事業として、国の災害査定を受けるために必要となります測量設計業務につきまして計上するものでございまして、農地1件、水路4件にかかるものとなっております。

次に、2項 公共土木施設災害復旧費、河川等災害復旧事業によりまして、13節 委託料で測量設計監理業務等委託料としまして、2,270万円としております。公共土木施設も補助災害復旧事業として国の災害査定を受けるために必要となります測量設計業務について計上するものでありまして、河川14件、道路9件に係るものとなっております。

次に、1枚戻っていただきまして、事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

18款 繰入金、2項 基金繰入金、3目 財政調整基金繰入金としまして、2,620万円を計上し、歳出事業にかかる財源といたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりであります。

これより、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）の質疑を行います。

山田君。

○10番（山田 均君） 1点お尋ねをしたいと思いますんですけども。

当然、台風災害に伴う専決でございますので異議はないわけでございますけども、今、予算の歳出の中で説明をそれぞれしていただいて、災害の件数等も説明をしていただいたんですけども、いただいております臨時会の提案理由説明の中に同じように書いてあるんですけども、できればせつかく記載をしていただいとるので、例えば土木災害であれば、河川14件、道路9件と説明していただいたんですけども、そういうのも付け加えてもらっておけばよくわかるというように思いますので、ちょっとそういうことも今後配慮すべきだという点を申し上げて、見解を聞いておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 事前にお渡しをしております、今回の被害の概要ということで、それぞれ河川でありますとか農地でありますとか家屋でありますとか、全体の概要のほうをまずご報告をさせていただいたところございまして、今回の専決にかかる部分につきましては、そのうちの補助災害に該当する箇所について災害の査定を受けるための予算づけということにいたしておりますので、そのうちの箇所数ということで示させていただいておりますので、それでご理解をいただけたらと思っております。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） それに異論はないわけでございますけども、せつかくそういうことであればもう少し資料等でも、例えば350万円の内訳としては、何件かということを書いてもうとけばよくわかるし、という意味で申し上げたんで、今後の改善策としてひとつよろしくお願いをしておきたいというように思います。

初めての議員さんも含めてですね、わかりにくいというか。わかりやすくしていただくというのも非常に大事やと思いましたんで申し上げました。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（篠塚信太郎君） 村山君。

○5番（村山良夫君） この災害の時期が、ちょうど選挙が始まる時期から始まってまして、非常に大変な時期だったと思うんです。そこでちょっと気になりますのが、災害の対象になるものが十分把握できているのかどうか。町民の方に周知徹底ができているのかどうか。特に選挙中でしたので、その辺のことをちょっと心配しているんです。もしもこういう災害があったという方がおられた場合、追加とかそういう形でもできるのかどうか。どういう形で周知徹底をされたかということと、追加が可能なのかどうか、この2点についてお聞きしたいと思います。



○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、調査の段階ですけれども、毎年、冒頭の区長会でもお願いをしておるわけですが、まず、災害が発生しまして被害が出たということで各集落内の主要な施設等点検をいただいたうえで町のほうにご報告をいただくこととしております。また、独自に町の担当者におきましても各町内の主要な所を巡回いたしまして、災害の箇所があるかどうかという確認もいたしておりまして、両者の分で再度調整をし、漏れがないかという部分を確認し、最終的に被害状況を取りまとめるというのが流れとなっております。今回におきましても、同じように各集落から被害報告が上がっておりますし、それに基づきまして町の職員が現地に出向いて状況を確認し、補助災害に該当するという部分については、まず国の補助金を得るために事前に調整をさせていただき、また、今後単独の事業でありましたり、そういったものにつきましても、後々事業等を創設なりしまして、また予算付けをしまして、対応をすることとしております。

それから、1つは被害の状況ということで、臨時のお知らせ版を今回も流させていただいてまして、罹災証明でありますとか、被害を受けた箇所の撤去にかかります処分でありますとか、そういうものも一定お知らせをさせていただいてまして、その案内を見て後ほど報告をいただく場合とか、要望をいただく場合とかもありますので、そういったものも随時受け付けながら対応をしていくというのが現状でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今、課長からも答弁いただいたんですけれども、それぞれ被害の箇所は、集落等で集約をいただいてということをお伺いしたんですけれども、自治会のない団地等では、どのような状況の把握をされたのかお伺いしたいのと。

それと、ただいまおっしゃいましたこのお知らせ版ですね。このお知らせ版も配布をされるのか、それともそれぞれ新聞等に入れられるのかどうか。その配布の方法と、その自治会がない所は、それぞれ個々で窓口までお知らせ版とかを取りに行くことになってますのでね、そういったところの配布方法は、どのようにされるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、自治会等がない地区でございますけれども、個人の方からの報告というものを、まず第一報を受け付けをさせていただいております。また、職員のほうが巡回する際に気がついた箇所等がありましたら、そこで被害の報告を上げさせてもらっただけですけれども、基本的には個人の方からの通報等によりまして、把握をしているという状況でございます。

それから、今回のお知らせ版の臨時号ということで案内をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、毎月、区長さんを通じて配布をしております定期的な配布物とあわせてお知らせをさせていただいたものでございまして、自治会等がない住民の方におかれましては、本庁なり支所のほうに毎回取りに行ってもらっておりますので、その時点で配布をさせていただいているという状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 個人の通報等ということでもありますし、配布は、それぞれで行っていただくということではありますが、必ずしも自治会のない方は、皆が皆、取りに行かれるとは限らないと思うんです。そして、これ期限付きになってますね、11月21日から11月31日までと。これは収集の関係ですか、この日にちというのは。もらいに行った時点で遅かったという部分もあるかと思うんですけど、ケーブルテレビ等では、お知らせというのはされないのかどうか。されているのかどうか。その点、お伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 今回につきましては、お知らせ版という形で定期の配布とさせていただいてまして、その中でもごみの処分につきましては、期限が11月30日までということで切らせていただいております。一定、各ご自宅にこの期間内に配布されるということ念頭のうえ、実施をさせていただいたところでございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 私もこのお知らせ版について、あわせて伺っておきたいんですけども。今回、台風に関わっては、風の向きといいますか、そういうことで非常に強風が吹いて、トタンなどがむくれたという所も数あるわけでございますが、農業関係については一定のそういう助成制度もあるわけでございますし、そういうトタン等の問題については、処分のほうが大変だということで、私も申し入れもした経過もあるわけでございますけれども、住民の方からすれば、こういう形で船井郡衛生管理組合の関係であっても集めていただくということは、非常に助かるわけでございますので、もう少しお知らせ版と同時にケーブルテレビなんかも通じて徹底をよく図っていただきたいと、そして住民の方が知らなんだということがないようにやっていただくということが一番大事だと思いますし、町長も言うておられますように、そういう徹底をすると、町もちゃんと徹底をすると、そういう立場からすれば、取り組んでいただくということは非常にうれしいことで、住民も喜んでおりますけれども、それをしっかり徹底をしていただくということで、文書とあわせてケーブルテレビも使っていただきたいと。日にち、もう少しありますので、ちょっとその点改めて申し上げて

その取り組みについて見解を伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） 住民の方に周知をするということで、1つは、紙ベース、それからホームページでありますとか、それからケーブルテレビということで、広報の手段、いろいろございますので、そういったところでしっかりと広報に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（篠塚信太郎君） 岩田君。

○1番（岩田恵一君） 何かごちゃごちゃしとるんですけれども、単費も含めて言っておられるのかなという思いがしとるんですけれども。今回、専決をされたということは、調査・設計・査定ということで一定の補助対象要件を満たすということで専決をされたんかなという思いをしとるんですけれども、そういう解釈でよいのかどうかということと。

と、なりますと、歳入において国庫補助金等が確定したら、今、財政調整基金を取り崩しとるんですけれども、この歳入についての予算の組み替えもあるのかどうかについてお伺いしておきます。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） まず、今回の専決でございますが、先ほど報告いたしましたように、国の災害の査定を受けるための準備ということで予算どりをさせていただいて、専決をさせていただいたということになります。

また、専決の際の財源につきましては、財政調整基金の取り崩しで充当をしておりますけれども、今後、特別交付税の対象にもなつてこようかと思えますし、また、他の財源でありますとかそういうものがありますればその時点で組み替え等をさせていただいて、財政調整基金のほうを極力戻せるような形で対応をしていきたいと考えております。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって、質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより承認第7号を採決します。

承認第7号 専決処分の承認を求めることについて 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（全員 挙手）

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、承認第7号は、原案のとおり承認されました。

《日程第13、同意第1号 監査委員の選任について》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第13、同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、山下靖夫君の退場を求めます。

（山下靖夫君 退場）

○議長（篠塚信太郎君） それでは町長の提案理由の説明を求めます。

太田町長。

○町長（太田 昇君） 引き続きまして、本日提案させていただきます議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

同意第1号 監査委員の選任について、であります。地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議員のうちから選任する監査委員に山下靖夫氏を選任することをお願いしております。

山下靖夫氏は、京丹波町橋爪ハサマ4番地3にお住まいで、昭和16年5月25日のお生まれでございます。瑞穂町議会議員を平成3年4月から合併まで務められ、合併後は平成25年11月から京丹波町議会議員として、議会広報副委員長や総務文教常任委員長を歴任されるなど、ご活躍をいただいております。人格高潔で、知識、経験とも豊かで、本町監査委員に適任であると考えております。ご同意をいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 以上説明のとおりであります。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終結します。

討論を省略します。

これより同意第1号を採決します。

この表決は起立により行います。

同意第1号 監査委員の選任について、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 多数)

○議長（篠塚信太郎君） 起立多数であります。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意されました。

山下靖夫君の復席を求めます。

それでは、暫時休憩します。

(休憩 午後 5時08分)

(再開 午後 5時09分)

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

《日程第14 議案第61号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）》

○議長（篠塚信太郎君） 日程第14、議案第61号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（太田 昇君） 引き続きまして、提案します議案概要について説明させていただきます。

議案第61号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）につきましては、補正前の額111億9,068万9千円に1億4,733万2千円を追加し、補正後の額を113億3,802万1千円とすることをお願いしております。

承認第7号でも報告しましたように、台風21号の影響により被害を受けた農地・農業施設などの災害復旧に要する費用を計上させていただいたものであります。

主な事業では、野菜生産施設（パイプハウス）等の修繕に要する費用の一部を助成する農業振興事業に4,390万4千円、農地及び農業施設の修繕等に要する費用の一部を助成する農地保全事業に7,116万8千円、林道施設の修繕等に要する費用の一部を助成する林道維持管理事業に2千万円、住宅の修繕等に要する費用の一部を助成する地域再建被災者住宅等支援補助金事業に700万円などを計上しております。

なお、歳入につきましては、府補助金のほか財政調整基金繰入金により編成したものであ

ります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜り、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（篠塚信太郎君） 補足説明を担当課長から求めます。

中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） それでは、議案第61号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）につきまして、補足説明を申し上げます。

平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）につきましても、先ほどの専決と同様に10月21日から23日の台風21号により被災をしました農地・農業施設、河川等土木施設などの災害復旧事業に要する経費を計上したものでございます。

それでは、予算書によりまして説明をさせていただきます。

先ほどの町長の提案説明にもありましたように、今回の補正予算（第7号）は、補正前の額111億9,068万9千円に1億4,733万2千円を追加し、補正後の額を113億3,802万1千円とさせていただくものでございます。

初めに、事項別明細書の4ページ。最後のページから2枚戻っていただきまして、4ページの歳出をご覧いただきたいと存じます。

6款 農林水産業費、1項 農業費、3目 農業振興費、農業振興事業に4,390万4千円を計上いたしております。内容としましては、農業者等復旧応援事業費補助金としまして、被災をして使えなくなった農業用資材や機具の購入、機械の修繕に係る経費について支援をするもので、府の補助事業、直接補助となっております。基本額が20万円の2分の1、これが府の補助事業でありまして、これに上乗せをしまして補助金を交付するものでございまして、補助基本額20万円の40%にあたります8万円の100戸分、800万円を計上いたしたところでございます。主には、パイプハウスの被害のうち、「小破」としまして、被害の程度が3割未満と判断されるものについてこの補助金により対応をするものでございます。

次に、野菜生産施設災害復旧事業補助金では、被災した野菜生産のためのパイプハウスの復旧に係る経費について支援をするものでありまして、施設被害の程度が「中破」、これは、30%を超えて70%未満を「中破」と呼んでおりまして、これ以上の施設を対象の補助金、2分の1に上乗せをしまして交付するもので、事業費を180万円としまして、20棟分、3,600万円の90%にあたります3,240万円を計上しているところでございます。

次に、野菜等生産確保緊急対策事業補助金では、被災を受けました農作物の緊急的な病害

防除、あるいは、生産回復のための追加の施肥などに要した費用に対して支援をするものでありまして、限度額であります10アールあたり9,600円に73ヘクタールを乗じた額の2分の1となります350万4千円を計上いたしております。

次に、説明欄の最上段の有害鳥獣被害防止施設設置事業補助金では、被災した有害鳥獣防除施設の災害復旧に要する費用に対して支援をするものでありまして、金網フェンスが1施設、電気柵が2施設ということで、合計3施設の復旧事業費、総額の90%にあたります100万円を計上いたしたものでございます。

次に、4目 畜産業費、畜産振興対策事業では、農業生産施設等緊急復旧対策事業補助金として、被災畜舎の災害復旧に要する費用に対して支援をするものでありまして、5施設の牛舎屋根破損修繕など復旧事業費、総額310万円の90%にあたります279万円を計上しております。

次に、5目 農地費、農地保全事業では、農林漁業事業補助金としまして、被災した農地等の災害復旧等に要する費用に対して支援をするもので、対象施設として、農地29件、農道7件、水路38件、井堰2件の復旧事業費、総額7,907万7千円の約90%にあたります7,116万8千円を計上いたしております。

次に、2項 林業費、林業維持管理事業では、林道維持管理補助金といたしまして、被災した林道の災害復旧に要する費用に対して支援をするものでありまして、対象施設36件の復旧事業費、総額2,222万円の90%にあたります2,000万円を計上しております。

次に、3項 水産業費、内水面漁業振興対策事業では、農業生産施設等緊急復旧対策事業補助金として被災をしました養魚施設の災害復旧に要する費用に対して支援をするもので、仏主のあまごの里の養魚施設用の水路への流入土砂の取り除きの事業費、50万円の90%にあたります45万円を計上いたしております。

8款 土木費、6項の住宅費、地域再建被災者住宅等支援補助金交付事業では、被災した生活基盤となります住宅の災害復旧に要する費用に対して支援をするもので、京都府地域再建被災者住宅等支援補助金によりまして、対象事業費50万円、補助金の上限となっております。これの14件を見込みまして、700万円を計上したものでございます。

5ページの下段の9款 消防費、土砂等撤去補助金交付事業では、住居及び生活関連施設に流入した土砂等を撤去するために要する費用に対して支援を行うものでありまして、対象事業費、上限50万円の補助金額であります34万円の3件分を見込みまして、102万円を計上したものでございます。

次に、戻っていただきまして、事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

15款 府支出金、4目 農林水産業費府補助金では、パイプハウスの復旧に係る府補助金としまして1,800万円、被害を受けた農作物の緊急的な病害防除や生産回復のための追加施肥などに要する費用への府補助金として350万4千円を計上しております。

6目の土木費府補助金では、被災した生活基盤となる住宅の災害復旧に対する費用への府補助金としまして、事業費の3分の2にあたります466万7千円を計上いたしております。

18款 繰入金、2項 基金繰入金、3目 財政調整基金繰入金としまして、不足します財源としまして、1億2,116万1千円を計上しまして、収支の均衡を図ったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

ご審議いただきまして、ご議決いただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 以上、説明のとおりであります。

これより、議案第61号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。

森田君。

○9番（森田幸子君） 多くの被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

先ほども専決処分のところではいろいろと質疑が交わされておりましたが、私はここでさしてもらおうと思ってちょっと出遅れたんですが。というのは、災害の報告書を見せていただきまして、どのような収集の方法をされているのかということをお尋ねさせていただいたかかったんですが、既にお答えいただきましたのでその点は省かせていただきまして。

住宅被害の件について、私も個人的に、また自治区長さんの報告とかその収集の方法で個人的に漏れがあるのは、想定できていたのかどうかということと。

それと、私、最近なんです、第三者の方から「あそこ、床下被害があったんや。見に来てください。」ということで行かしていただいたのが丹波の方なんです。丹波で1件カウントされて、そこを総務課に確認したら違う地域やったんで、「あっ、漏れてるんやな。」と思って、それを一昨日確認させていただきました。で、そういった漏れてるところは、苦情を届けに土木建築課に行かせていただきました。既に前々回、もう前の台風被害で床下浸水になったときに行政から来ていただいたということも聞かせていただいて、土木建築課にお話をさせていただいたら、やっぱりここは治水対策ができてなかったらもう無理やということその場で聞かせていただきました。その治水対策の計画が、今、立てられているのかどうか。また、立てられていなかったら、いつ、そうした計画を立てていただけるのか。本



当に1件のみのところなんです、毎回の床下浸水となり、第三者の方が泥水をかいてたんやということを聞かしていただきました。そうして私、素人なんです、周りを見させていただきましたら、縦貫道の下に関連して綺麗な水路と、縦貫道の下の道が綺麗に舗装されて、その水路の先が無責任にそのままになって、それから流れてくる水もひどいんじゃないかと、私、想定させていただいてるんですが、土木建築課の見解をお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 本年度の台風によりまして被害があった所、また、床下の被害とか過去から被害に遭っておられる方っていうのも聞かしていただいておりますので、その治水対策というか全体の河川の治水対策については、狭小の部分やらそういう部分を改良ということで京都府も含めて要望は一定している状況ですが、個々の被害ということにつきましては、今後被害の状況も見ながら早急に対応できるものは、応急的なものも含めまして対応してまいりたいなというふうに考えております。

また、今、縦貫道の話もありましたが、それも現場のほうを確認させていただいて、対策のとれるものにつきましては、対策をとってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 早急にとっていただきたいと思います。毎回の水害の被害ということで、応急的なことも含めて早急にさせていただきたいと思ひますし、そういったことについての町長の見解をお伺いいたします。

○議長（篠塚信太郎君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 同じ所で同じ災害が出ているということですので、そういったところをしっかりと調査をして、とれる対策から順次とっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 森田君。

○9番（森田幸子君） 早急に視察していただきまして、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） 同時に配布していただいております災害の状況の概要というのを見せていただいて、今、件数をいろいろ言うていただいたんですが、4ページにあります、例えば農地・農道等の被害ということで、土砂流入、法面の崩壊とか冠水とかあるんですが、例えば農地でありましたら、それぞれ京丹波町で30件と、農道が7件、水路40件、井堰

3件と、こういうことの報告を見せていただいとるんですけども、今、4ページの農地費の災害復旧で説明をいただいたのは、例えば農地が29件、農道が7件と水路38件、井堰2件と、こういう説明やったと思うんですけども、この報告されておる数字と違いがあるんです。少し差があるんですけども、例えばその農地であれば30件と報告されとるうち29件は今回の災害復旧の補助対象になるけども、1件はならないと。こういうことになっておるのかどうか。水路であれば、報告は40件ですが、38件と。井堰は、3件報告されとるけども2件ということになつとるんですけども。その差があるんですけども、ここへの手立てというのは、全くされないというのか、災害には該当しないと、こういうことで予算の措置がされていないと、こういうことなのかどうか、ちょっとお尋ねしたいのと。

当然、報告されておるということは、現地も確認をされて一定災害の復旧は必要やということになっておると思うんですけども、その辺については、どういう手立てをうつのかということも含めてですね、お尋ねしたいなあと思うんです。林道の被害についても先ほど36件ということやと思うんですけども、この報告書では44件あがっておるわけでございます。ちょっとその点についてですね、どのような扱いをされるのか伺っておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） 先ほどの総務課長からの予算の説明につきましては、この補助金の災害に該当する部分でございまして、その差の部分につきましては、国の補助災害で対応をする部分でございまして。

実際にお手元の概要のほうで資料のほうありますように、農地災害で30件、そのうち国の査定を受ける災害につきましては1件ということで、その差が出ておるということでご理解をいただきたいというように思います。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） ほかにについてもそういう解釈でいいの。例えば、林道であれば44件報告されとるけども、今の補正予算では34件と、こういうことでございましたんですが、ほかにについてもですね、そういうことになっておるのかということも、ちょっと数字と報告とのチェックができておりませんが、ちょっとその点ですね、お尋ねしておきたいというのと。

それから、激甚指定ということがどうかという話も聞いたことがあるんですけども、国のほうは閣議で激甚の指定をしたということを知っておりますが、京丹波町の場合については、

激甚指定の区域として指定されたのかどうか、それもあわせて伺っておきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 栗林農林振興課長。

○農林振興課長（栗林英治君） ほかの林道被害につきましても、国の査定の災害を受けるものにつきましては、その差が出ておるということでございます。概要の資料の農業施設被害のものにつきましては、畜産それから水産の被害のものが全て入りまして、157件ということになっておるところでございます。先ほどの予算の説明の中でそれぞれ畜産業費等で説明をされたかというように思うんですが、その合計が157件ということになっております。

それから、激甚指定の関係でございますけれども、正式には文書のほうがまいっておらないわけでございますけれども、本町につきましても指定される見込みということになっております。

以上でございます。

○議長（篠塚信太郎君） 山田君。

○10番（山田 均君） もう1件は、住宅の関係なんですけれども、先ほどもあったんですけれども、住宅被害の表を見せていただいたら、床下1件とか、それから損壊被害ということで21件報告があるんですけれども、今、説明していただいたこの住宅再建の場合は、14件ということでありましたけれども、この部分の中の14件ということなのか、それ以外のものについてはどのような扱いになるのかどうかお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（篠塚信太郎君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 報告にあがっております21件のうち今のところ補正予算で14件、当初予算で1件ということで、最高金額の50万円の15件ということで、総額で750万円を今のところ予定をしておりますが、そのうちこれから罹災証明等が出てまいると思いますので、その結果を受けて、今後、補助金についても対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） 坂本君。

○3番（坂本美智代君） 今回、いろんな被害もあったわけですが、停電が発生しましたね。結構、地域によっては、夜の9時頃からあくる日の昼過ぎまで停電やったということもお聞きするんですが、そういった停電によって弊害があったというような何か報告は受けていないのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 中尾総務課長。

○総務課長（中尾達也君） この台風が接近して通過するまでの間に各地で停電が発生をしたところでございます。この停電によりまして、直接被害が及んだというようなことにつきましては報告は受けていない状況でございます。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑はありませんか。

野口君。

○2番（野口正利君） 今回の台風被害で人的被害がなかったことは、なによりだったかなあと思います。今後、高齢化が進む中において、高齢者に対する対策等あればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（篠塚信太郎君） 大西保健福祉課長。

○保健福祉課長（大西義弘君） 高齢者等の方に対する対策等でございますけども、今回、台風等でもございますが、警報が出まして町の対策本部が設置されました時点で、各民生委員さん等に連絡網をまわらせていただいて、そういった身近な方のあたりに気を付けていただくようお願いをさせていただいております。

また、あわせまして要援護者の方の台帳等の申請のほうも受け付けをさせていただいて、そういった場合に登録をいただいております。状況に応じては、そういった名簿を活用して消防団等の協力を得ながら対応をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（篠塚信太郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これをもって質疑を終わります。

これより討論を行います。

最初に、原案に反対者の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠塚信太郎君） これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

議案第61号 平成29年度京丹波町一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり

り決することに賛成の方は挙手願います。

(全員 挙手)

○議長（篠塚信太郎君） 挙手全員であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩 午後 5時37分)

(再開 午後 5時38分)

○議長（篠塚信太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

《追加日程第2 閉会中の継続調査申出》

○議長（篠塚信太郎君） 議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（篠塚信太郎君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じ、平成29年第4回京丹波町議会臨時会はこれをもって閉会します。

お疲れ様でした。

閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

このたびの議員の改選によりまして新議員5人を含む16人の議員がそろい、本日、新しい議会構成も決まり、4年間町民の皆様の負託を受け、議会活動を行うことになりました。

私も京丹波町議会議長として微力ではございますが、新たな決意を持って公平公正な議会運営のため努力してまいります。議会議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

太田町長をはじめ、執行部の皆さんにおかれましても、今後4年間、議会活動、議員活動にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、大変ご苦勞様でございました。

午後 5時41分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 臨時議長 鈴木 利 明

〃 議 長 篠 塚 信太郎

〃 署名議員 岩 田 恵 一

〃 署名議員 野 口 正 利